

令和5年度熊本市病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 病院事業費用	17,123,982 千円	133,524 千円	17,257,506 千円
第1項 医業費用	16,152,612 千円	133,524 千円	16,286,136 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額660,497千円は、当年度分損益勘定留保資金660,497千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額257,497千円は、当年度分損益勘定留保資金257,497千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 資本的収入	975,655 千円	403,000 千円	1,378,655 千円
第5項 固定資産 売却代金	0 千円	403,000 千円	403,000 千円

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第5条で定めた債務負担行為の事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

(追加分)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民病院検体検査業務委託	令和5年度～令和11年度	1,250,000
市民病院医療情報システム更新支援業務委託	令和5年度～令和8年度	9,900

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	8,377,097 千円	133,524 千円	8,510,621 千円

(重要な資産の取得及び処分の補正)

第6条 予算第11条の次に、次の1条を加える。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
(1) 処分する資産	土 地	職員住宅敷地 (熊本市東区湖東1丁目117番、118番)	2,215.96㎡	売払い
	建 物	職員住宅 (熊本市東区湖東1丁目117番地、118番地)	2,740.11㎡	売払い

熊 本 市 長 大 西 一 史